

国内経済要録

◇地方銀行に対する本行保有手形の売却

本行は今後の金融情勢に対処し、地方銀行の余裕資金を直接本行に吸収するため、当分の間次の要領により本行保有手形の売却操作を行うこととし4月1日から実施した。

(1) 売却する手形の種類

手形割引により取得した手形または手形貸付により差入れを受けた手形とする。

(2) 売却方法

一定期日を買戻期日とする買戻条件付売却とする。

(3) 売却期間

1か月を下回らないものとする。

(4) 支払割引料

日歩2銭4厘(両入)

来次の通り引き下げた。

	(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
英ポンド表示 手形引当貸付	3月26日	日歩1銭5厘5毛	日歩1銭4厘5毛
米ドル "	3月29日	" 5厘	" 4厘5毛
オランダ ギルダー "	4月5日	" 1銭 5毛	" 8厘5毛

◇米ドル・ユーザンス金利の引下げ

ニューヨークにおける一流銀行引受手形割引率低下に伴い、甲種為替銀行12行では米ドル・ユーザンスの申合せ金利を3/4%引下げて年4.25%以上とし、4月1日以降手形引受分から実施した。

◇昭和33年度予算の成立

昭和33年度予算案は、3月31日政府原案通り成立した。一般会計歳入歳出予算、財政投融资資金計画の主な内容および規模は下表の通りである。

◇外国為替引当貸付利子歩合の変更

海外金利の低下に伴い、本行は英ポンドおよび米ドル表示手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合をそれぞれ

昭和33年度予算の概要 (単位・億円)

○一般会計歳入歳出予算

区 分	33年度 予算額	32年度 予算額	比較増 減(△)		
歳 入	租税および印紙収入	10,259	9,469	790	
	専売納付金	1,170	1,183	△ 12	
	官業益金および 官業収入	153	145	8	
	政府資産整理収入	105	87	18	
	雑収入	432	299	132	
	前年度剰余金受入れ	1,002	101	810	
	計	13,121	11,375	1,747	
	歳 出	社会保障関係費	1,253	1,155	102
		文教関係費	1,439	1,347	91
		科学技術振興費	216	181	35
国債費		672	362	310	
恩給関係費		1,106	1,031	75	
地方交付税交付金		2,240	1,868	372	
防衛関係費		1,462	1,412	50	
賠償等特殊債務 処置費		262	215	47	
公共事業関係費		1,741	1,645	96	
内(治山治水対策) 事業		(379)	(370)	(9)	
(道路整備事業費)		(532)	(462)	(69)	
住宅および環境衛生 対策費		124	123	1	
農業保険費		111	107	3	
貿易振興および経済 協力		28	21	7	
中小企業対策費		31	18	13	
経済基盤強化資金等 予備費		436	0	436	
雑件		80	80	0	
計		1,916	1,809	107	
計	13,121	11,375	1,747		

○財政投融资資金計画

1. 原資見込

項 目	33年度	32年度	比較増 減(△)	項 目	33年度	32年度	比較増 減(△)
資金運用部資金	2,437	2,128.5	308.5	産業投資特別会計	277	377.5	△ 100.5
(内 郵便貯金)	(1,150)	(1,150)	(0)	合 計	3,572	3,246	326
簡保年金資金	858	740	118				

2. 資金計画

区 分	出 資	融 資	公募借入金	合 計	
民間 への 資金 供給	開 発 銀 行	10 (-)	315 (250)	- (-)	325 (250)
	電 源 開 発 会 社	90 (100)	254 (346)	- (-)	344 (446)
	輸 出 入 銀 行	- (-)	80 (102)	- (-)	80 (102)
	北海道東北開発公庫	- (15)	75 (60)	35 (60)	110 (135)
	農林漁業金融公庫	80 (70)	115 (180)	- (-)	195 (250)
	国民金融公庫	- (-)	235 (200)	- (-)	235 (200)
	中小企業金融公庫	- (-)	275 (200)	- (-)	275 (200)
	住宅金融公庫	25 (30)	248 (235)	- (-)	273 (265)
	住宅公団	37 (95)	175 (120)	100 (150)	312 (365)
	道路公団	- (-)	104 (40)	23 (60)	127 (100)
そ の 他	35 (67.5)	205 (161)	30 (35)	270 (263.5)	
計	277 (377.5)	2,081 (1,894)	188 (305)	2,546 (2,576.5)	
政建 府設 事投 業資	国 有 鉄 道	- (-)	200 (80)	85 (215)	285 (295)
	電 々 公 社	- (-)	35 (-)	- (95)	35 (95)
	そ の 他	- (-)	129 (54.5)	- (-)	129 (54.5)
計	- (-)	364 (134.5)	85 (310)	449 (444.5)	
地 方 債	- (-)	850 (840)	150 (230)	1,000 (1,070)	
合 計	277 (377.5)	3,295 (2,868.5)	423 (845)	3,995 (4,091)	

(注) カッコ内は32年度当初計画。

◇昭和32年度一般会計補正予算（第2号、第3号）の成立

昭和32年度一般会計予算補正については、さきに第1号の成立をみたが（12月号参照）、政府はさらに食管会計の赤字補填を中心とする第2号補正予算案、32年度の予算成立後に生じた事由により必要とされる義務教育費国庫負担金の追加などのための第3号補正予算案を国会に提出、3月12日、28日にそれぞれ成立した。大要以下の通り。

○補正第2号

(歳入追加額)		(歳出追加額)	
法人税	300億円	食糧管理費*	310億円
相続税	14 "	地方交付税交付金	78 "
関税	80 "	その他	6 "
計	394 "	計	394 "

※ 31年度赤字補填 160億円、32年度・33年度赤字予想補填に備え新規資金に組入れ分 150億円。

○補正第3号

(歳入追加額)		(歳出追加額)	
物品税	30億円	義務教育費国庫負担金	42億円
雑収入	45 "	国民健康保険補助金	16 "
(うち日銀納付金) (34 ")		旧軍人遺族等恩給費	6 "
その他	2 "	その他	13 "
計	77 "	計	77 "

貿易外支払予算	396	357	408
合計	2,024	2,009	2,544

(1) 輸入貨物予算

今期外貨予算は、最近輸入需要が低調なこと、若干の業種については市況対策の一環として輸入削減の必要があること、あるいはまた先行き生産水準の上昇（33年度経済計画前年度比 4.5%増）によつて輸入増加の可能性も予想されることなどを考慮し、物資別予算を圧縮（1,478百万ドル、前期比94百万ドル減）する一方、予備費を増額（150百万ドル、前期比70百万ドル増）して弾力的運用を図ることとなつた。

(2) 貿易外支払予算

運賃や用船料の低落から運輸関係予算は減少したが、民間海外投資、英貨債の償還などが増加するため、総額では396百万ドルと前期比39百万ドルの増加となつた。

(3) 今次予算の特色としては、

イ) 操短態勢に歩調を合わせ、原綿・原毛予算を圧縮するとともに、炭主油従の政策的見地から重油予算を削減した、

ロ) 買付の有利を図るため決済通貨別の予算を計上せず全額グローバル予算とした、

ハ) 輸入自由化の一環であるA A制の拡大は引続き見送りとした、

ことなどが挙げられる。

◇国税改正諸法律の成立

今28国会において、貯蓄増強のため貯蓄控除制度の創設、法人税率の2%引下げなどを中心とする国税改正諸法律が成立した。改正の主要内容および改正に伴う33年度減税見込額は下表の通り。

◇昭和33年度上期外貨予算の決定

政府は3月31日閣僚審議会で、昭和33年度上期外貨予算を総額 2,024百万ドル（前期 2,009百万ドル）と決定した。その概要は次の通り。

	外貨予算規模		
	33/上	32/下	32/上
輸入貨物予算	1,628	1,652	2,236

国 税 改 正 (減 税) の 要 点

(単位・億円)

改正法律	内 容	税 目	減税見込額	
			33年度 (初年度)	平年度
租税特別措置法の一部を改正する法律 (昭和33年3月31日公布、 4月1日施行)	① 貯蓄控除制度の創設 特定の長期貯蓄を行った個人の昭和33年分および34年分の所得税について、年間貯蓄額の3%相当額（最高6,000円）をそれぞれの年の所得税額から控除。	所得税	51	63
	② 科学技術振興措置の拡充 試験研究用設備の特別償却の拡充などを図る。			
法人税法の一部を改正する法律 (昭和33年3月31日公布、 4月1日施行)	① 普通法人 「現行年間所得100万円以下35%」を「200万円以下33%」へ。 「 " 100万円超 40%」を「200万円超 38%」へ。 ② 特殊法人・公益法人など 現行30%を28%へ。	法人税	135	215
酒税法の一部を改正する法律 (昭和33年3月31日公布、 4月1日施行)	下級酒類につき約10%軽減。			

(注) 税制改正の一環として「相続税法の一部を改正する法律案」も提出中であるが、4月10日現在未成立。

◇地方税法の一部を改正する法律（昭和33年4月5日公布即日施行）

改正の要点は、(1)自転車荷車税を廃止する、(2)これによつて生ずる市町村の減収を補填するため市町村たばこ消費税の税率を引き上げる、(3)軽自動車および二輪の小型自動車に対する課税を市町村に移譲し、原動機付自転車に対する課税と合せて「軽自動車税」(市町村税)を創設する、などである。なお住民税の第1方式の課税標準である所得税額の算定については、貯蓄控除制度による税額控除は認めないこととなつている。

改正の内容は以下の通りである。

地方税制改正の要点

税目	改正内容	改正に伴う増減(△)取見込額		
		初年度(33年度)	平年度	
道府県税	自動車税	「軽自動車」および「二輪の小型自動車」に対する課税を市町村税に移譲（「軽自動車」税へ）。	△ 10	△ 12
	軽油引取税	「揮発油および軽油」以外の炭化水素油で自動車の内燃機関に使用されたものに課税。	1	2
	計(A)		△ 9	△ 10
市町村税	自転車荷車税	廃止する。ただし「原動機付自転車」に対する課税は「軽自動車税」に移して存置。	△ 56	△ 60
	軽自動車税	新設。	20	22
	市町村たばこ消費税	税率引上げ(現行9%を11%へ)。	47	51
	電気ガス税	新規製品にかかる非課税品目の追加。	△ 1	△ 1
	木材引取税	① 標準税率を引き下げる(現行4%を2%へ) ② ただし平年度には捕捉率を引き上げ(75%を85%へ)て上記減税分を補填する。	△ 2	—
	計(B)		9	12
	合計(A+B)		—	1

◇公営企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和33年4月1日公布即日施行）

公営企業金融公庫は、資本金が増額（現行5億円を10億円へ）され、現在行つている地方債引受など長期資金供給のほか新たに短期貸付も行いいうることとなつた。

◇昭和33年度貯蓄目標額の決定

大蔵省は3月31日、33年度の貯蓄増加目標額を1兆3,000億円と決めた。この目標額は32年度の目標額を1,000億円下回つている。これは2月末までの実績(9,185億円)からみて、32年度貯蓄額が目標額(1兆4,000億円)をかなり下回つたものとみられること、33年度の景気も低水準で横バイを続け、貯蓄の大幅増加が望めないとみられること、などの事情によるものである。各金融機関別の目標額は次の通り。

(単位億円、カッコ内32年度目標)

銀行	7,000 (8,300)
農協組	700 (650)
相互銀行	950 (750)
信用金庫	950 (900)
郵便局	2,000 (2,000)
生命保険	1,100 (1,100)
その他	300 (300)
合計	13,000 (14,000)